

講習動画①

特定建築物（建築物衛生法）の 衛生管理，立入検査結果等について

令和6年度 仙台市建築物環境衛生管理講習会
仙台市健康福祉局保健所 生活衛生課

本日の講習内容

- ▶ この研修資料は令和6年12月31日時点の情報に基づき作成されています。
- ▶ 法令等の最新の情報については、厚生労働省、本市ホームページ等を適宜ご確認ください。

本日の講習内容

1. 特定建築物（建築物衛生法）の概要
2. 立入検査
3. レジオネラ症，冷却塔水行政検査
4. 管理状況報告書
5. よくお問い合わせいただく事項

根拠法令

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」
(建築物衛生法, ビル管理法と呼ぶことも)

※以下、本講習において「建築物衛生法」という

第1条 (目的)

この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症、
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

建築物環境衛生管理基準

空気環境の調整

- 空気環境の基準
空気調和設備（浄化，温度，湿度，流量の調節）
機械換気設備（浄化，流量の調節）
- 空気調和設備に関する衛生上必要な措置
（加湿装置，冷却塔）

清掃等

- 掃除，廃棄物の処理

給水及び排水の管理

- 飲料水の管理
- 飲料水の水質検査
- 雑用水の管理
- 排水設備の補修，清掃

ねずみ等の防除

- 発生，生息調査
- 発生の防止

この基準に従った維持管理が特定建築物維持管理権原者の責務

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症，
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

本市の届出等状況

年度	施設数	立入検査	管理状況報告書 提出数	新規 届出数
令和元	710	84	615	7
令和2	716	101	653	13
令和3	722	82	417 (提出依頼施設＋ 自主報告施設)	9
令和4	731	88	322 (提出依頼施設＋ 自主報告施設)	14
令和5	741	67	341 (提出依頼施設＋ 自主報告施設)	12

特定建築物（建
築物衛生法）の
概要

立入検査

レジオネラ症、
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

本日の講習内容

1. 特定建築物（建築物衛生法）の概要
2. 立入検査
3. レジオネラ症，冷却塔水行政検査
4. 管理状況報告書
5. よくお問い合わせいただく事項

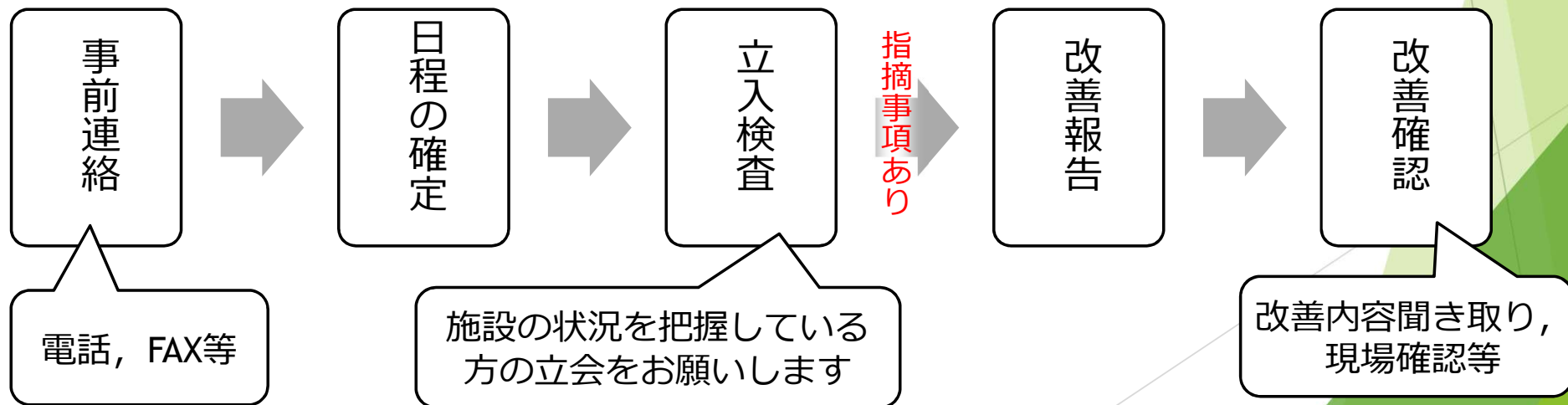
立入検査の概要

(立入検査)

保健所の環境衛生監視員が特定建築物に立ち入り、設備状態や衛生管理状況を確認します

根拠規定：建築物衛生法第11条（報告、検査等）

毎年立入施設を選定して実施



特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症,
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

立入検査の内容

- **書類検査**…保管されている帳簿書類を基に，施設の管理状況を確認します。（帳簿書類等は**5年**保管）

- ◆ 年間管理計画
- ◆ 空気環境測定記録
- ◆ 空調設備管理
- ◆ 冷却塔管理
- ◆ 加湿装置・排水受け管理
- ◆ 飲料水（給湯水）管理
- ◆ 雑用水管理
- ◆ 排水管理
- ◆ 清掃
- ◆ ねずみ等の防除

- **現場検査**…実地にて設備を見ることで，施設の状況を確認します。
※空気環境測定，残留塩素濃度等の測定も実施します。

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症，
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

立入検査における指摘・指導事項

◆空気環境関係

事例1→相対湿度

事例2→二酸化炭素濃度

◆空調設備関係

事例3→加湿装置の点検・清掃の実施，実施記録の整理

◆飲料水管理

事例4→受水槽関係

事例5→水質検査関係

◆帳簿書類等

事例6→建物の統一的な管理，全般的な衛生管理

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症，
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

立入検査における指摘・指導事項

事例1 相対湿度

空気環境測定にて相対湿度の数値が基準値を下回る状況が頻出



【対策・助言】

- ・加湿装置の能力低下
⇒加湿装置の稼働状況，使用年数，清掃状況を確認する。
- ・暖房の設定温度が高い
⇒暖房によって室温が高くなると，相対的に湿度が低下。
加湿量を増やす，暖房の設定温度をやや低めに設定する。
- ・窓開け換気による湿度の低下
⇒窓開けの頻度・方法を工夫し，湿度への影響を抑える。

空気調和設備を設けている場合
(おおむね適合するように)
相対湿度：40～70%
[建築物環境衛生管理基準]

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症，
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

立入検査における指摘・指導事項

事例2 二酸化炭素濃度

空気環境測定の結果、
二酸化炭素濃度の値が
基準値を上回った

(おおむね適合するように)
二酸化炭素濃度：1,000ppm以下
[建築物環境衛生管理基準]

【対策・助言】

- ・ 空気の流れを阻害する間仕切り，パーティション
⇒ 間仕切り等を設置する場合は，空気の流れを妨げない方向や高さにする。
- ・ 全熱交換器等のスイッチを切っている
⇒ 利用者が誤ってスイッチを切らないよう，ラベルを貼るなどして周知する。
- ・ 在室人数が過大
⇒ 使用人数やレイアウトの見直し，機器の入れ替えなどを検討する。



特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症，
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

立入検査における指摘・指導事項

事例3 加湿装置の点検・清掃の実施，実施記録の整理

- ・ 加湿装置の点検・清掃を実施していない
- ・ 実施している…はず



加湿装置

- ◆ 汚れの状況の点検
(必要に応じて清掃及び換水)
 - …使用開始時
 - …使用期間中1か月以内ごとに1回
- ◆ 清掃
 - …1年以内ごとに1回

[建築物環境衛生管理基準]

【対策・助言】

- ・ 年間管理計画等に盛り込まれていない
⇒ 実施状況が分かるように年間管理計画表や点検表に項目を追加する。
- ・ 記録を残す方法がない
⇒ 作業報告書等に，記録する欄を設ける（備考等で記録できるようにする）。

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症，
冷却塔水
行政検査

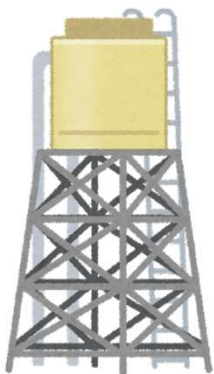
管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

立入検査における指摘・指導事項

事例4 受水槽関係

- ・ オーバーフロー管の防虫網が破損
- ・ 水抜き管及びオーバーフロー管の排水口空間が十分でない



【対策・助言】

- ・ 防虫網の確認の頻度が低い，応急的な処置をしたまま放置している
⇒点検の頻度が低いと，防虫網の破損に気づかない。
⇒速やかに恒久的な改善措置を講じること。
- ・ 水が外にはねないように管を延長するなど，排水口空間を縮める処置を施している
⇒受水槽内への逆流防止のため，十分な排水口空間を確保する。

- ・ 水抜き管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し，必要に応じ，補修等を行うこと。
[空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準]
- ・ 水抜き管及びオーバーフロー管の排水口空間が管径の2倍以上（ただし，最小は150mm）であること
[建築物環境衛生維持管理要領]

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症，冷却塔水行政検査

管理状況報告書

よくお問い合わせいただく事項

立入検査における指摘・指導事項

事例5 水質検査関係

- ・ 残留塩素濃度の値が低い
- ・ 給湯水の水質検査を実施していない



- ・ 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を0.1mg/L以上（結合残留塩素の場合は0.4以上）に保持すること（検査：7日以内ごとに1回）
 - ・ 飲料水の水質検査を定期に実施すること
- ※中央式給湯設備がある場合は、給湯水についても同様（塩素については末端で55℃以上であれば省略可）
[建築物環境衛生管理基準]

【対策・助言】

- ・ 施設の使用水量が低下し、受水槽内の水が入れ替わらない
⇒定期的な排水、水位調整など塩素濃度の確保対策。
- ・ 給湯水（中央循環式）の管理が不十分（水質検査未実施）
⇒水道水質基準に適合する水を供給すること。
⇒貯湯槽の点検、清掃等も含め適切な維持管理が必要。

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症、冷却塔水行政検査

管理状況報告書

よくお問い合わせいただく事項

立入検査における指摘・指導事項

事例6 建物の統一的な管理， 全般的な衛生管理



テナント部分の
管理は把握して
いない

- ・建築物環境衛生管理基準に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。
[建築物衛生法]
- ・特定建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類を備えておかなければならない。
[建築物衛生法施行規則]

【対策・助言】

- ・テナントごとに清掃等を実施している
⇒テナントごとに管理計画書，各報告書等を作成させ，提出させる。
⇒建築物全体の維持管理が適切に行われているか，ビル管技術者を中心に監督する。
- ・テナントの状況が把握できていない
⇒空気環境測定の際など，定期的にテナントとの情報共有を行う。
⇒状況の確認，チラシ等の配布による情報提供など。

特定建築物（建
築物衛生法）の
概要

立入検査

レジオネラ症，
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

本日の講習内容

1. 特定建築物（建築物衛生法）の概要
2. 立入検査
3. レジオネラ症，冷却塔水行政検査
4. 管理状況報告書
5. よくお問い合わせいただく事項

レジオネラ症について

◆レジオネラ症とは

レジオネラ属菌を原因とする細菌感染症（四類感染症）

種類	潜伏期	症状
レジオネラ肺炎 (肺炎型)	2～8日	発熱，倦怠感，胸痛， 呼吸困難などの肺炎症状 (致死率15～25%)
ポンティアック熱 (非肺炎型)	平均38時間	発熱，悪寒，頭痛 (死亡例なし)

特定建築物（建
築物衛生法）の
概要

立入検査

レジオネラ症，
冷却塔水
行政検査

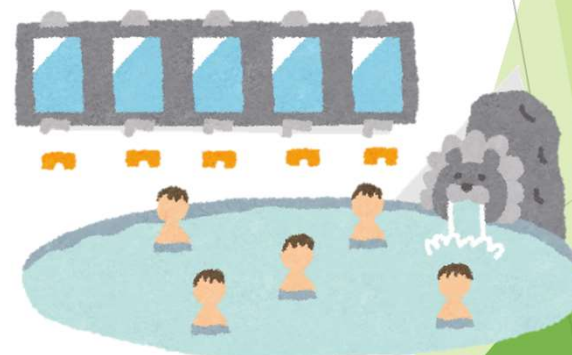
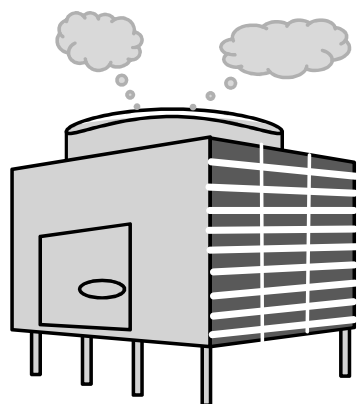
管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

レジオネラ症について

◆レジオネラ属菌のすみか

冷却塔や加湿器，噴水，循環式浴槽などに形成されるバイオフィーム（微生物が産出する粘液性物質）に生息するアメーバに寄生し、増殖する（35℃前後が増殖至適温度）。設備から発生する細かい水しぶき（エアロゾル）とともに菌が飛散する。



設備に発生する「ぬめり」に注意！！

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症，
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

レジオネラ症について

◆レジオネラ症複数感染 最近の事例

- 兵庫県神戸市の公衆浴場施設（2022年）
 - …2名発症（うち1名死亡）
 - …浴槽由来菌株と患者由来菌株の遺伝子パターンが一致
- 宮城県大崎市の医療機関（2023年）
 - …8名発症（うち2名死亡）
 - …**冷却塔**由来菌株と患者由来菌株の遺伝子パターンが一致

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

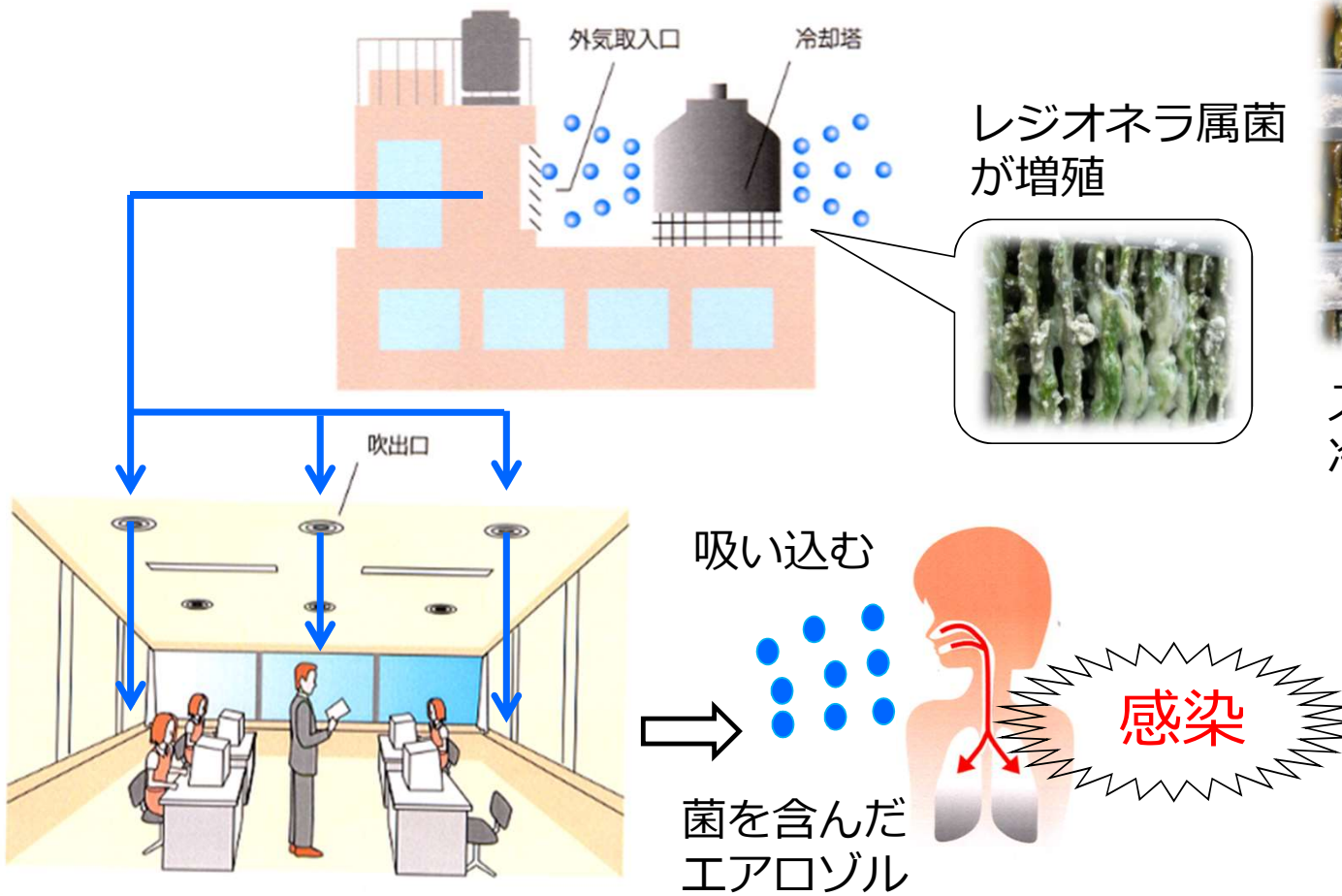
レジオネラ症、
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

レジオネラ症の感染経路

～冷却塔で増殖した場合～



スケールが形成された
冷却塔

特定建築物（建
築物衛生法）の
概要

立入検査

レジオネラ症、
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

レジオネラ症防止のために

<バイオフィルムの形成を抑える>

冷却塔…冷却水への殺菌剤の添加,冷却水の濃縮管理

加湿器…水道水の使用,適切な頻度での換水

浴槽、修景水…塩素添加による消毒,適切な頻度での換水

貯湯槽…給湯湯温を末端で55℃以上に保持

<バイオフィルムの除去・設備の消毒>

物理的清掃…水槽表面のブラシ洗浄,充填剤の高圧洗浄など

化学的洗浄…配管系内に薬剤を循環させ、洗浄・殺菌

高温殺菌…60℃以上の温水の通水

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症、冷却塔水行政検査

管理状況報告書

よくお問い合わせいただく事項

レジオネラ症防止のために

◆◆注意点◆◆

施設・設備の休止期間中に菌が増殖している可能性あり

殺菌剤等による消毒

塩素系薬剤などの殺菌剤等を適切な濃度で使用し、消毒。点検、清掃、換水も徹底。

➡ 冷却塔など

塩素系薬剤による消毒

水中の遊離残留塩素濃度を規定値以上に維持し、消毒。

➡ 入浴設備（循環式浴槽、気泡浴槽等）、
遊泳用プール、修景水（噴水等）など

適切な管理による消毒

塩素消毒されている水道水を使用し、点検、清掃、換水を徹底し、消毒。

➡ 加湿装置、加湿器など

高温消毒

60℃以上の高温により消毒

➡ 給湯設備など（貯湯槽、シャワー等）

再開時には十分に洗浄・消毒してから使用！！

特定建築物（建築物衛生法）の概要

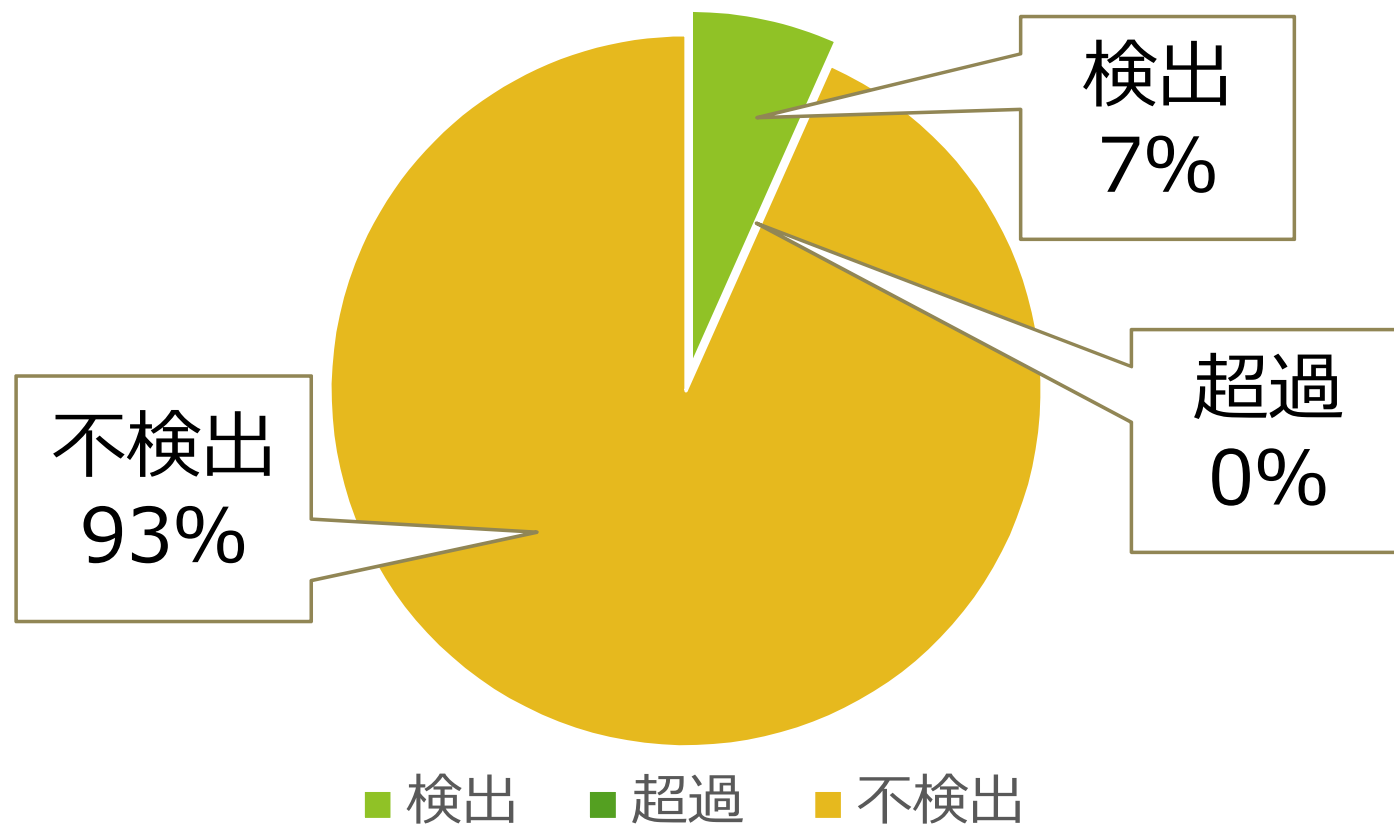
立入検査

レジオネラ症、
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

令和6年度冷却塔行政採水検査の結果



不検出 … 10CFU/100mL未満
検出 … 10CFU/100mL以上100CFU/100mL未満
超過 … 100CFU/100mL以上

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症、冷却塔水行政検査

管理状況報告書

よくお問い合わせいただく事項

超過（100CFU/100mL以上）した場合

連絡，相談

ビル管技術者，施設管理者に連絡
健康被害の確認（設備使用停止の
必要性）

相談，管理方法の見直し，報告

洗浄

ビル管技術者，または
保健所の指導の下，物
理的洗浄，化学的洗浄
などを実施

検査

レジオネラ属菌が検出され
ないことを確認

使用再開
改善報告書提出

「原因究明」と「改善対策」が重要！

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針
（平成15年7月25日厚生労働省）
建築物における維持管理マニュアル
（平成20年1月25日厚生労働省）



技術上の指針



維持管理マニュアル

特定建築物（建
築物衛生法）の
概要

立入検査

レジオネラ症，
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

冷却水系の維持管理の例

使用開始時 → 使用期間中 → 使用終了時

化学的洗浄
(過酸化水素,
5~10ppm次亜塩素酸ナトリウム,
有機系殺菌剤, など)

- ・ 殺菌剤
- ・ 水処理剤 (洗浄効果を持続させるため)
- ・ 物理的洗浄 (毎月1回程度)
- ・ 定期点検 (毎月1回程度)
- ・ レジオネラ属菌自主検査

化学的洗浄
(過酸化水素,
5~10ppm次亜塩素酸ナトリウム,
有機系殺菌剤, など)

**レジオネラ属菌を増やさないためには、
日常管理と定期的な洗浄・殺菌剤処理等が重要！**

- ① 供給する水は水道法の水質基準に適合すること
- ② 汚れの状況を定期的 (使用中は月1回) に点検し, 必要に応じ, 清掃及び換水等を行うこと
- ③ 冷却塔を含む冷却水の水管の清掃を1年以内ごとに1回行うこと
[建築物環境衛生管理基準]

特定建築物 (建築物衛生法) の概要

立入検査

レジオネラ症,
冷却塔水行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

本日の講習内容

1. 特定建築物（建築物衛生法）の概要
2. 立入検査
3. レジオネラ症，冷却塔水行政検査
4. 管理状況報告書
5. よくお問い合わせいただく事項

管理状況報告書

提出について（令和6年度分）

様式

- ・管理状況等から施設を選定し，提出を依頼します。
対象施設には令和7年3月上旬に郵送予定。
- ・仙台市ホームページからもダウンロードできます。
※去年の様式は使用しないでください。

記入

令和6年4月から令和7年3月までの管理状況を
記入して下さい。

提出

提出期間：令和7年4月1日（火）～4月18日（金）
（窓口提出の場合は土日祝を除く）
提出方法：Fax，窓口，郵送，メール（PDF添付）
※控えが必要な場合は窓口か郵送で2部提出して下さい。
郵送の場合は返信用封筒等を添えてお送り下さい。

特定建築物（建
築物衛生法）の
概要

立入検査

レジオネラ症，
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

管理状況報告書

報告書作成の際の注意事項

- ▶ 令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）の管理状況について、帳簿書類等を確認の上記入ください。
- ▶ 「不適」や「未実施あり」となった項目については、その原因と対応状況等について、備考欄に記入してください。
- ▶ 記入いただいた内容等について、確認のため連絡を差し上げる場合がありますので、作成者の氏名、連絡先を記入してください。

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症、
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

管理状況報告書

設備状況により「非該当」となる項目があります！！

▶ 主たる空調設備（機能の有無）

☒ 空気の浄化 ☒ 流量の調節 ☒ 温度の調節 ☒ 湿度の調節

4 機能を全て有する場合のみ「空気調和設備」に該当します

（複数の設備で満足している場合にも該当します）

☒ 空気の浄化 ☒ 流量の調節 だが、4機能全ては備えていない

「機械換気設備」に該当します

上記のいずれにも該当しなければ「その他」に該当します

（例）外気導入機能のない家庭用ルームエアコン等

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症、冷却塔水行政検査

管理状況報告書

よくお問い合わせいただく事項

管理状況報告書

設備状況により「非該当」となる項目があります！！

▶ 空気環境基準の適用項目

「空気調和設備」は全ての項目が適用されます

「機械換気設備」は「温度」「相対湿度」は適用外です

温度 ⇒ ☒ 非該当

相対湿度 ⇒ ☒ 非該当

ホルムアルデヒドは新築，増築，大規模改修施設のみ適用

⇒該当しない場合は「非該当」を選択してください

ホルムアルデヒドの量を測定している ⇒ ☒ 非該当

測定結果 ホルムアルデヒドの量 ⇒ ☒ 非該当

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症，
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

管理状況報告書

設備状況により「非該当」となる項目があります！！

▶ 空気環境基準の適用項目

「空気環境の測定を実施している」が☑未実施ありの場合
⇒測定結果の各項目は全て「非該当」を選択

▶ 空気調和設備の管理

「機械換気設備」のみの場合は適用外です ⇒全て「非該当」

▶ 雑用水の管理

雑用水の水源が市水または専用水道の場合 ⇒全て「非該当」

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症、
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

本日の講習内容

1. 特定建築物（建築物衛生法）の概要
2. 立入検査
3. レジオネラ症，冷却塔水行政検査
4. 管理状況報告書
5. よくお問い合わせいただく事項

届出事項変更届

Q.変更届出が必要な事項は何か？

変更事項の一覧

1. 建築物名称
2. 用途
3. 延べ面積
4. 構造設備
5. 所有者または全部の管理の権原を有する者
6. 維持管理権原者
7. 建築物環境衛生管理技術者
8. その他

法人の代表者が変わった際も変更届出が必要です

添付書類が必要な場合があります。
変更届の下部、「備考」を確認！

様式第2号
特定建築物届出事項変更届

年 月 日

仙台市保健所長 あて
下記のとおり変更したので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により届け出ます。

管理 等 について 権原を有する者 または全部の 管理の権原を有する者	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒
	フリガナ	ビル 階 TEL:
	氏 名 (法人にあっては、もねおとび代表者の氏名)	
	フリガナ	
施設	名 称	
	所 在 地	〒 仙台市 区
変更の生じた年月日 年 月 日		
変更 事項	1. 建築物名称 2. 用途 3. 延べ面積 4. 構造設備 5. 所有者または全部の管理の権原を有する者 6. 維持管理権原者 7. 建築物環境衛生管理技術者(兼務*: 有・無) 8. その他()	
変更 内容	変更前	
	変更後	

(備考)

1 構造設備の変更については、構造設備の概要及び変更部分を明示した図面を添付すること。
2 建築物環境衛生管理技術者の変更については、前任年月日、会員の番号及び退任年月日を記入し、新たな管理技術者の免状の写しを添付すること。*他の特定建築物と兼務の場合は、当該建築物の名称及び所在地を記入すること(事業登録制度の監督者等と兼務することは認められていません)。また、兼務となってもその兼務の遂行に支障がないことを確認した結果の写しを添付すること(ただし、結果の提示があった場合を除く)。
3 建築物環境衛生管理技術者が他の特定建築物を兼務している場合は、当該建築物の名称及び所在地を記入すること。
4 所有者以外の全部の管理について権原を有する者に変更があった場合、当該権原を有することを証する書類を添付すること。
5 所有者以外の維持管理権原者に変更があった場合、当該権原を有することを証する書類を添付すること。

入力年月日	年 月 日
施設番号	

収受印

特定建築物(建築物衛生法)の概要

立入検査

レジオネラ症、冷却塔水行政検査

管理状況報告書

よくお問い合わせいただく事項

届出事項変更届

Q.変更届出はいつ提出するのか？

変更の事実が発生した後、1ヶ月以内にご提出ください

Q.変更届の提出先はどこか？

仙台市保健所生活衛生課へご提出ください

窓口のほか、郵送、メール等での提出も可能です

※修正（訂正）をお願いする場合があります

※収受印を押した控えが必要な場合は2部提出（押印後1部返却）

（郵送等の場合は返送用封筒等を添えて提出）

Q.変更届に押印（社判等）は必要か？

届出に際して社判等の押印は不要です

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

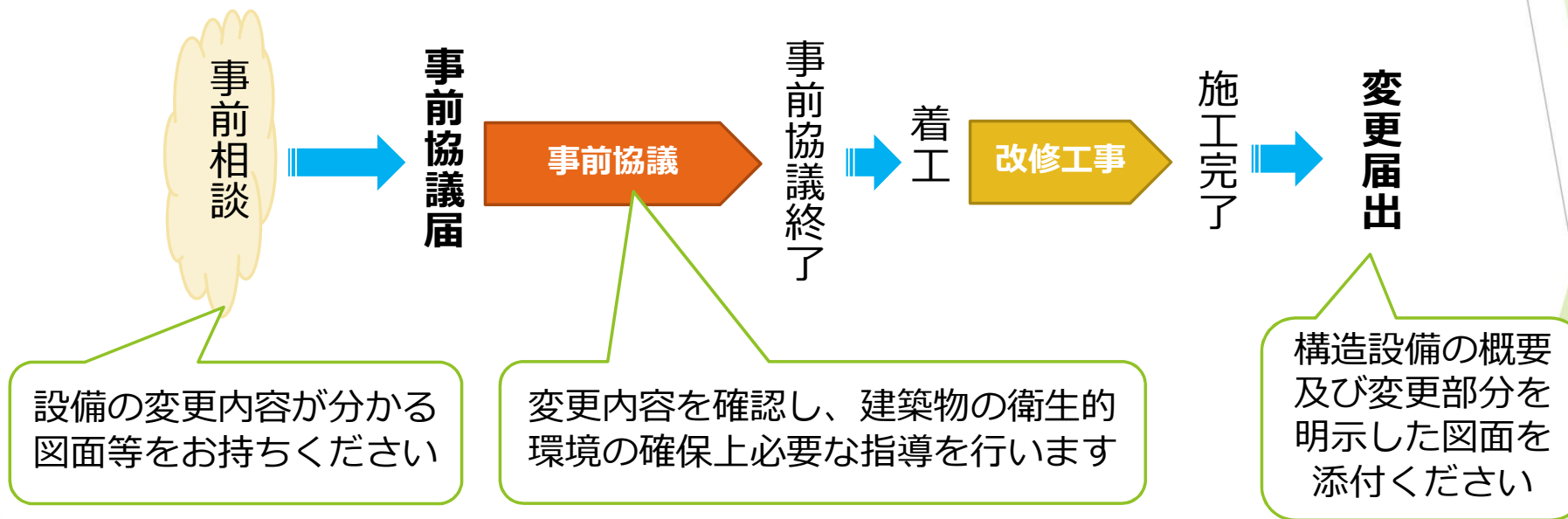
レジオネラ症、
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

届出事項変更届

Q.構造設備の変更に関する手続きの流れは？



特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症、冷却塔水行政検査

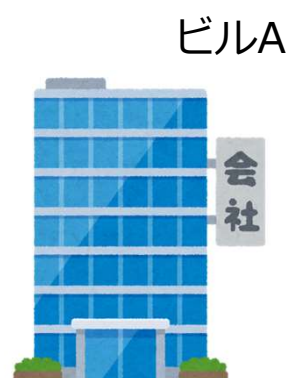
管理状況報告書

よくお問い合わせいただく事項

建築物環境衛生管理技術者の兼任

所有者等が兼任について業務の遂行に支障がないと認めた場合に可能

ビルBの専任→ビルAとの兼任の場合
(所有者が異なる2つの施設)



ビルA

ビルAの基礎情報

基本的な情報（住所、用途、構造設備、延べ面積等）
ビル管技術者として従事するのに要する時間 等

確認書B作成

ビルBの基礎情報

ビルB



技術者B

確認書Bの写し

確認書A作成

確認書Aの写し

※所有者が同一の施設
でも、同様に確認書の
作成が必要です。

ビルA及びビルBのビル管
技術者として兼任開始

ビルA, Bそれぞれについて
変更届を所轄の保健所に提出
(仙台市の場合、確認書の写
しを添付)

特定建築物（建
築物衛生法）の
概要

立入検査

レジオネラ症、
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

よくお問い合わせ
いただく事項

建築物環境衛生管理技術者の兼任

Q.兼任についての確認書に必要な記載事項は何か？

仙台市ホームページに作成様式例を掲載しました

ホーム > 事業者向け情報 > 環境・衛生
> 食品・生活衛生 > 特定建築物
> 建築物環境衛生管理技術者の選任



特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症、冷却塔水行政検査

管理状況報告書

よくお問い合わせいただく事項

(仙台市作成様式例)

確認書

氏名（ふりがな）	住所	免状番号	1. 建築物環境衛生管理技術者の情報

兼任状況	施設名称 (所在地)	所有者等氏名	選任日	従事する時間	維持管理 状況
現在 ・ 新たに選任				日程度/週 (時間/日)	
現在 ・ 新たに選任				日程度/週 (時間/日)	
現在 ・ 新たに選任				日程度/週 (時間/日)	

施設名称 (所在地)	維持管理権限者の氏名	意見聴取した日

(有の場合、その内容)

※特定建築物維持管理権限者の意見を本書面とは別に作成した場合は、必ず本書面とともに保存する。

上記の建築物環境衛生管理技術者が、業務の遂行に支障がないことを確認した。
令和 年 月 日
特定建築物所有者等氏名
令和 年 月 日
建築物環境衛生管理技術者氏名

(※新たに選任される建物の所有者が作成する確認書(例))

記入例 確認書

氏名（ふりがな）	住所	免状番号	1. 建築物環境衛生管理技術者の情報
青葉 太郎（あおば たらう）	仙台市青葉区〇〇町〇〇	第XXXXXXX号	

兼任状況	施設名称 (所在地)	所有者等氏名	選任日	従事する時間	維持管理 状況
現在 ・ 新たに選任	仙台〇〇ビル (仙台市青葉区〇〇町〇〇)	株式会社〇〇 代表取締役 仙台 一郎	令和4.4	2日程度/週 (4時間/日)	良好
現在 ・ 新たに選任	△△ビルディング宮城 (仙台市宮城野区△△町△△)	△△株式会社 代表取締役 宮城 太郎	令和4.4	1日程度/週 (1時間/日)	—
現在 ・ 新たに選任	△△ビルディング仙台 (仙台市青葉区△△町△△)	△△株式会社 代表取締役 宮城 太郎	令和4.4	1日程度/週 (1時間/日)	—

施設名称 (所在地)	維持管理権限者の氏名	意見聴取した日
△△ビルディング宮城 (仙台市宮城野区△△町△△)	〇〇管理株式会社 代表取締役 青葉 太郎	令和4.4

(有の場合、その内容) 別紙のとおり

※特定建築物維持管理権限者の意見は本書面とは別に作成し、本書面と一緒に保存する。

上記の建築物環境衛生管理技術者が、業務の遂行に支障がないことを確認した。
令和 〇年 〇月 〇日
建築物の所有者等氏名
令和 〇年 〇月 〇日
建築物環境衛生管理技術者氏名
青葉 太郎

※必要事項の記載があれば任意様式にて作成いただいても構いません

本日のまとめ

- 「建築物環境衛生管理基準」に従った管理
- 立入検査における指摘・指導事項に対する改善対策の実施
- レジオネラ属菌対策（冷却塔，加湿器，入浴施設等）の徹底
- 令和6年度の管理状況報告書は「令和6年4月～令和7年3月（年度）」の報告
（提出は令和7年4月1日（火）～4月18日（金））
- 変更が発生した場合には事実発生後，1ヶ月以内に届出事項変更届の提出